

民 法 講 座

研修の目的とねらい

熟練度・経験度目安

★☆☆☆☆

民法の知識を身に付け、業務に役立てる。

- 民法を基礎から学びます。
- 民法の諸原則への理解を深めます。
- 業務における私法上の諸問題に対応する能力の向上を図ります。

期日	1日目	平成29年11月8日(水)	10時～16時30分	※集合：9時45分
	2日目	平成29年11月9日(木)	9時30分～16時30分	
	3日目	平成29年11月15日(水)	9時30分～16時30分	
	4日目	平成29年11月16日(木)	9時30分～16時30分	
会場	茨城県自治研修所 203研修室(1,2日目), 701研修室(3,4日目)			講師 大学教員
対象	一般職員 民法の基礎知識を学びたい, 契約や相続の知識を深めたい, 業務や日常生活の背景にある法的根拠を知りたい といった方			計画 人員 36人

研修の概要

社会生活におけるルールを定める民法は、自治体職員が習得すべき基本的な法律の一つです。

当講座では、民法の諸原則を理解するとともに、自治体の実務に関わりが深い部分について学びます。また、事例や判例の研究を通して、実務における私法上の諸問題に的確に対応できる能力の向上を図ります。

タイムスケジュール

	9:30	9:45	10:00		12:00	13:00		16:30
1日目		開講 オリエン テーション		民法入門	休憩		民法総論	
2日目				物権法	休憩		債権法	
3日目				契約・担保制度	休憩		不法行為制度	
4日目				家族法(親族)	休憩		家族法(相続)	閉講

※計画内容は、講師との打合せ等により、若干変更となる場合がありますので、予め御留意ください。

受講者の声

- ・ 実例を取り上げての説明があったので理解し易かった。
- ・ 基礎的な内容から他の法律との関連についても知ることが出来た。
- ・ 業務の背景・基礎となる法の考え方を学ぶことができた。

■茨城県自治研修所 市町村研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階
TEL 029-303-1326 FAX 029-233-1031
E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp

■交通アクセス

- ・水戸駅南口から徒歩約10分
 - ・研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)から徒歩約10分
- 詳しくは当研修所HPを御覧ください。
<http://www.ibaraki-jichiken.jp>